

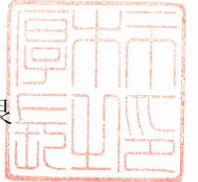
厚木市告示第 256 号

平成 27 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年度の労働報酬下限額を次のとおり定める。

平成 26 年 10 月 28 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

911 円